

議案第26号

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり定める。

令和元年8月23日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例

(三田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 三田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和31年三田町条例第34号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(三田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 三田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和31年三田町条例第35号)の一部を次のように改正する。

第3条中「勤務地手当」を「地域手当」に改め、「合計額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額)」を加える。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年三田町条例第35号)の一部を次のように改正する。

第24条の見出し中「非常勤職員及び臨時職員」を「非常勤職員等」に改め、同条第1項中「及び任期付短時間勤務職員」を「、任期付短時間勤務職員及び法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員」に改め、「臨時職員並びに」を削る。

(職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第4条 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和35年三田市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条第2項中「地方公務員法第28条の5第1項」を「法第28条の5第1項」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「前4項」を「前各項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度

任用職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間当たり37時間30分までの範囲につき1日7時間30分を超えない範囲内で、任命権者が定める。

第17条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の勤務時間等)

第17条の2 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が定める。

(特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和37年三田市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年三田市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第8条第1項中「した職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。次項において同じ。)」を加える。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第7条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年三田市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(三田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 三田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年三田市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)」を「、非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)&及び法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。